

○船舶安全法施行規則船舶検査心得の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
(検査の引継ぎ又は委嘱)	(検査の引継ぎ又は委嘱)
<p>15.1(a) 地方運輸局長等(地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長及び海事事務所長並びに沖繩総合事務所長及び<b>運輸事務所長</b>)をいう。以下同じ。)からの地方運輸局長等に検査の引継ぎを行うときは、検査の引継ぎをすする地方運輸局長等は、船舶検査手帳の(5)検査の記録の(イ)記事欄(予備検査にあつては、適当な用紙による。)に検査の引継ぎ事項を記入し、引継ぎ文書に引継検査に必要な検査申請書、手数料納付書(印紙が消印ずみもの)、図面等の書類を添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等に送付すること。ただし、引継ぎをすする当該船舶又は物件が、再び元の地方運輸局長等の管轄する区域内に戻ることが予想される場合の引継ぎ手続きは、次に掲げるとおりとすること。</p>	<p>15.1(a) 地方運輸局長等(地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長及び海事事務所長並びに沖繩総合事務所長及び<b>海運事務所長</b>)をいう。以下同じ。)からの地方運輸局長等に検査の引継ぎを行うときは、検査の引継ぎをすする地方運輸局長等は、船舶検査手帳の(5)検査の記録の(イ)記事欄(予備検査にあつては、適当な用紙による。)に検査の引継ぎ事項を記入し、引継ぎ文書に引継検査に必要な検査申請書、手数料納付書(印紙が消印ずみもの)、図面等の書類を添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等に送付すること。ただし、引継ぎをすする当該船舶又は物件が、再び元の地方運輸局長等の管轄する区域内に戻ることが予想される場合の引継ぎ手続きは、次に掲げるとおりとすること。</p>
<p>(1) 検査引継申請書の提出を受けた地方運輸局長等は、引継検査を行うために必要な図面等の書類を添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等へ送付すること。                  (2) 検査引継ぎを受けた地方運輸局長等が検査を行った場合は、その結果を記載の上これに必要な書類を添付して検査引継ぎをした元の地方運輸局長等へ返付すること。</p>	<p>(1) 検査引継申請書の提出を受けた地方運輸局長等は、引継検査を行うために必要な図面等の書類を添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等へ送付すること。                  (2) 検査引継ぎを受けた地方運輸局長等が検査を行った場合は、その結果を記載の上これに必要な書類を添付して検査引継ぎをした元の地方運輸局長等へ返付すること。</p>
<p>15.2(a) 本項において「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、船舶又は物件の製造、改造、修理又は整備の過程で他の地方運輸局長等の管轄する区域内においての製造、改造、当該物件のでき上りの状態では大がかりな又は<b>精密な検査を行う</b>必要がある場合等であつて検査申請を受理した</p>	<p>15.2(a) 本項において「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、船舶又は物件の製造、改造、修理又は整備の過程で他の地方運輸局長等の管轄する区域内においての製造、改造、当該物件のでき上りの状態では大がかりな又は<b>精密な検査を行</b>必要がある場合等であつて検査申請を受理し</p>

改正案	現行
<p>地方運輸局長等において検査を行うことが困難なときをいう。</p> <p>(b) 検査委嘱の手順及び処理については、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 地方運輸局長等は、検査申請者が検査の委嘱の申請をしようとする場合、<u>次頁の様式の検査委嘱申請書を提出させること。</u></p> <p>(2) 検査の委嘱の申請を受けた地方運輸局長等(以下「甲運輸局長等」という。)は、当該検査の委嘱がやむを得ないと認めたとときは<u>検査委嘱申請書の写しに委嘱検査を行うために必要な図面及び試験又は検査方案等を添付して委嘱検査を行う地方運輸局長等(以下「乙運輸局長等」という。)にメール等を用いて検査を委嘱すること。</u></p> <p>(3) 乙運輸局長等は、委嘱検査を行った場合は、<u>船舶検査等情報管理システムの検査の記録に当該検査の結果を記入すること(予備検査の一部を委嘱する場合を除く。)</u>。加えて、<u>試験又は検査成績書等を添付して、臨検回数をメール等を用いて甲運輸局長等に連絡すること。</u>この場合において、乙運輸局長等は当該委嘱検査を行った物件の適当な箇所について、乙運輸局長等が行う委嘱検査のうち、その一部を更に他の地方運輸局長等に委嘱する場合の手続については、(1)から(3)までを準用すること。この場合において、「甲運輸局長等」とあるのは「乙運輸局長等」と、「乙</p>	<p>た地方運輸局長等において検査を行うことが困難なときをいう。</p> <p>(b) 検査委嘱の手順及び処理については、次に掲げるとおりとすること。</p> <p>(1) 地方運輸局長等は、検査申請者が検査の委嘱の申請をしようとする場合、<u>次頁の様式の検査委嘱申請書正副各1通を提出させること。</u></p> <p>(2) 検査の委嘱の申請を受けた地方運輸局長等(以下「甲運輸局長等」という。)は、当該検査の委嘱がやむを得ないと認めたとときは<u>検査委嘱申請書正副各1通に所要事項を記入の上これに委嘱検査を行うために必要な図面等の書類(以下(3)において「必要書類」という。)を添付して委嘱検査を行う地方運輸局長等(以下「乙運輸局長等」という。)へ送付すること。この場合において、当該申請書の正本には乙運輸局長等あての公文欄に甲運輸局長等の印は必要ない。</u></p> <p>(3) 乙運輸局長等は、委嘱検査を行った場合は、<u>検査委嘱申請書の正本の該当欄に記入の上これに必要書類を添付して甲運輸局長等へ送付すること。</u>この場合において、乙運輸局長等は当該委嘱検査を行った物件の適当な箇所に45.2~4(c)に掲げる略符を付しておくこと。</p> <p>(4) 乙運輸局長等が行う委嘱検査のうち、その一部を更に他の地方運輸局長等に委嘱する場合の手続については、(1)から(3)までを準用すること。この場合において、「甲運輸局長等」とあるのは「乙運輸局長等」と、「乙</p>

改正案		現行	
運輸局長等」とあるのは「他の地方運輸局長等」とそれぞれ読み替えること。		運輸局長等」とあるのは「他の地方運輸局長等」とそれぞれ読み替えること。	
甲運輸局長殿		甲運輸局長殿	
検査委嘱申請書		検査委嘱申請書	
申請者の氏名又は 名称及び住所印		申請者の氏名又は 名称及び住所印	
年月日		年月日	
貴局において〇〇検査受検中の下記船舶(物件)の一部について、〇〇〇〇〇長(地方運輸局長等の組織名を記入)の委嘱検査を受けたので船舶安全法施行規則第15条第2項の規定により申請します。		貴局において〇〇検査受検中の下記船舶(物件)について、その一部を〇〇〇〇〇長(地方運輸局長等の組織名を記入)の委嘱検査を受けたので船舶安全法施行規則第15条第2項の規定により申請します。	
船種、船名及び船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号(物件の名称及び製造番号等) 委嘱検査の物件名及び数	委嘱検査の受検期日	船舶、船名及び船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号(物件の名称及び製造番号等) 委嘱検査の物件名及び数	委嘱検査の受検期日
検査又は試験の範囲	委嘱検査の受検地及び工場名	検査又は試験の範囲	委嘱検査の受検地及び工場名 <u>委嘱検査を受</u> <u>けようとす</u> <u>る理由</u> <u>備考</u>
<u>委嘱検査を受</u> <u>けようとす</u>		<u>旅客船、漁船、その他の</u>	<u>備考</u>

改正案		現行	
理由		別	
船舶の用途	旅客船、漁船、その他の別	乙運輸局長 殿	受付番号 年 月 日 甲運輸局長 印
備考		上記のとおり検査を委嘱する。 甲運輸局長 殿	受付番号 年 月 日 乙運輸局長 印
		上記の検査について、検査の結果は、下記のとおりである。	
			(注) 臨検回数を付記すること。